

岐阜大学（以下「大学」という。）は、平成 14 年 10 月 30 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、岐阜大学総合研究棟施設（以下「本施設」という。）整備事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を公表した。今般、同法第 6 条の規定に基づき、岐阜大学総合研究棟施設整備事業を選定したので、同法第 8 条の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

平成 15 年 1 月 21 日

岐阜大学長 黒木 登志夫

特定事業の選定について

1. 事業概要

(1) 事業の名称

岐阜大学総合研究棟施設整備事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

文部科学大臣 遠山 敦子

(文部科学大臣から本事業について事務の委任を受けた者 岐阜大学長 黒木登志夫)

(3) 事業目的

科学技術創造立国を目指し、創造的技術開発による産業基盤育成を図るためには、科学技術発展の基礎となる学術研究の一層の振興を図ることは極めて重要である。

また、国立大学では、大学院の研究・実験施設やプロジェクト型共同実験スペースの不足など、施設の狭隘化・老朽化の改善が大きな課題となっている。

岐阜大学では、基礎研究の担い手である国立大学等における創造的・先端的な学術研究を推進するための基盤となる先端的研究施設及び高度な教育研究活動の展開、大学改革等に伴う研究環境の知的拠点として不可欠な教育研究施設に資する施設を、総合研究棟として整備する。

本事業に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPFIを導入することにより、大学が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供することを目的としている。

(4) 事業の内容

本事業において、選定事業者(以下「事業者」という。)が行う業務は以下のとおりである。

1) 設計及び建設

事前調査業務(地質調査含む)及びその関連業務
施設整備に係る設計(基本設計・実施設計)及びその関連業務
工事開始までに必要な関連手続き(各種申請業務等)
施設整備に係る建設工事及びその関連業務
工事監理業務
近隣対応・対策
電波障害調査・対策
施設運用開始までに必要な各種申請等の業務

2) 維持管理

建築物保守管理業務(点検・保守・修繕その他の保守管理業務を含む)
設備保守管理業務(点検・保守・修繕その他の保守管理業務を含む)
外構施設維持管理業務(点検・保守・修繕その他の保守管理業務を含む)
清掃業務(建築物内部及び外部(ガラス等)の清掃、ごみの収集等の業務)
維持管理業務にかかる光熱水費は大学が実費を負担する。
大規模修繕業務については、大学が直接行うこととし、選定事業者の業務範囲からは外すものとする。

その他これらを実施する上で必要な関連業務

(5) 事業方式

事業者が当該施設を設計・建設した後、大学に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行する方式（BTO（Build, Transfer, Operate））により実施する。

(6) 事業期間

事業契約締結日から平成30年3月までとする。なお、維持管理・運営期間は、平成17年4月から平成30年3月までの13年間とする。

(7) 公共施設等の立地条件および規模

1) 立地に関する事項

建設予定地	岐阜県岐阜市柳戸1番1（岐阜大学柳戸団地構内） 大学敷地内のほぼ中央部に位置	
敷地面積	約520,863m ²	
工事用地面積	約2,400m ²	
隣接道路	工事用地東面道路 敷地南側道路 大学敷地進入道路	現況幅員 4.0m 市道 / 現況幅員12.0m 現況幅員24.0m
区域	市街化調整区域	
用途地域	無指定	
建ぺい率 / 容積率	70% / 400%	

2) 施設の規模に関する事項

計画延床面積：延 6,830 m²程度（設備室を含む全体面積）
鉄骨鉄筋コンクリート造：地上 8 階建程度

(8) 事業者の収入

大学の事業者に対する支払いは事業者が実施する施設の建設に係る対価と維持管理等サービスの対価から成る。当該建設に係る対価について、大学は、供用開始から事業期間中に、事業者に対し、PFI法第10条第1項にいう大学と事業者との間で締結する事業契約書（以下「事業契約書」という。）に定める額を割賦方式により均等に支払う。また、維持管理サービスに係る対価について、大学は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を支払う。

2. 評価の内容

(1) コスト算出による定量的評価

1) 前提条件

本事業において、直接大学が事業を実施する場合の公共負担額とPFIで実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を以下のとおり設定した。なお、これらの前提条件は大学が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案を制約するものではない。

2) 大学が直接事業を実施する場合

算定経費

算定対象とした経費は、開業準備費、施設の設計及びその関連調査費、建設費、工事監理費、修繕費等を含む維持管理費等の諸経費である。

算定の根拠

上記の各経費については、これまでの事業実績等をもとに算定した。

3) PFIで実施する場合

算定経費

算定対象とした経費は、PFI事業者が負担するものとして、施設的设计及びその関連調査費、建設費、工事監理費、建設期間中の支払利息、修繕費等を含む維持管理費等の諸経費のほかに、アドバイザー費用、諸税、事業期間中のモニタリング費用を見込み、事業運営が円滑に行えることを想定した。

算定の根拠

上記の各経費については、民間事業者の実態を基に、性能発注及び一括発注による効率化や民間事業者の創意工夫が行われるものと想定して算定した。

4) その他

インフレ率：現時点では考慮していない。

割引率：4%とした。

(2) 定量的評価の結果

上記の前提条件のもとで大学が直接事業を実施する場合とPFIで実施する場合の公共負担額を比較すると、PFIで実施する場合は、大学が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、約15%のVFM向上が見込まれる結果となった。

また、この他に定量化は困難であるが、民間事業者に移転したリスクがあることを勘案すると、さらなるVFMの拡大が見込まれることになる。

(3) PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合の主な定性的効果として以下が挙げられる。

民間資金の活用による財政負担の平準化

民間事業者のノウハウの活用により、大学院生、大学教職員、及び大学関係者等に対するサービスの向上や快適な環境形成が可能となり、先端的研究施設及び高度な教育研究活動の展開、大学改革等に伴う研究環境の知的拠点の遂行に資することが期待できる。

民間事業者の事業機会の創出による経済の活性化および雇用効果

(4) 総合的評価

以上のことから、本事業はPFI事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価について効果が発揮されるものと期待でき、また、実施方針公表後の意見招請の結果にみる民間事業者の意向からも、十分に効果が見込まれるものと判断されるため、本事業をPFI法第6条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。